

新潟県LANシステム用モバイルコンピュータ(その4)の借上げに関する質問及び回答				質 問	回 答
1	別記仕様書	6 モバイルPC 6-3 ソフトウェア (1) 基本ソフトウェア		「Windows 11 Professional 64bit 版を導入すること」とありますが、Windows ライセンスの調達には本調達に含まれる認識でよろしいでしょうか。含まれる場合は、お客様保有ライセンスを利用する想定か、新規ライセンス調達を含む想定かご教示ください。またWindows ライセンスの調達が本調達に含まれる場合、ライセンス形態(ボリュームライセンス、OEM ライセンス等)についてご教示ください。	Windows ライセンスの調達は本調達に含まれます。新規ライセンス(OEMライセンス等)を想定しています。
2	別記仕様書	6 モバイルPC 6-3 ソフトウェア (1) 基本ソフトウェア		Microsoft 365 およびWindows ライセンスが本調達対象となる場合、見積取得に必要なとなるCustomer ID、PCN 等の契約情報についてご提供いただけますでしょうか。	Microsoft 365は、本調達の対象外となります。Windowsライセンスは本調達の対象ですが、Customer ID、PCN 等の契約情報について提供することはできません。
3	別記仕様書	6 モバイルPC 6-3 ソフトウェア (2) アプリケーションソフトウェア イ その他のアプリケーションソフトウェア		「その他県が提供するソフトウェア」と記載されていますが、対象となるソフトウェアの名称および導入数量をご教示ください。	以下のソフトウェアを想定しています。 本数は仕様書に記載のとおりです。 ・一太郎ビューア ・VLC Media Player ・.NET3.5 ・Revoブラウザ ・Box Drive
4	別記仕様書	6 モバイルPC 6-3 ソフトウェア (2) アプリケーションソフトウェア		各ソフトウェアについて、インストール媒体、インストール手順書およびライセンス情報は県より提供いただける認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	別記仕様書	6 モバイルPC 6-3 ソフトウェア (3) インストールについて ウ		プリンタドライバについて「インストールメディアは県が用意する」とありますが、受託事業者が実施する作業範囲をご教示ください。ドライバ組込み済み媒体が提供される認識でよろしいでしょうか。	現時点では、必要な作業は無い見込みです。
6	別記仕様書	7 保守 7-2 保守等の対象範囲 (3) 保守等の内容 エ		「モバイルPCの設定用マスタは賃貸者が管理し」とありますが、マスターイメージは県に作成いただけるのでしょうか。またイメージ数(パターン数)およびイメージに含まれるソフトウェア範囲をご教示ください。	マスターイメージの作成は、受注者が県の作成したインストール手順書に基づき作成します。 イメージ数は、1パターンです。 イメージに含まれるソフトウェア範囲は、OSとMicrosoft365を想定しています。
7	別記仕様書	5 仕様事項 5-3 その他 7 保守 7-2 保守等の対象範囲 (3) 保守等の内容		事業者拠点等で事前キッティングを実施した後、県庁内で最終設定を行う運用は可能でしょうか。また、県LAN 環境接続が必要となる作業範囲をご教示ください。	可能です。 ドメイン参加や一部アプリケーションのインストールに関しては県庁内ネットワーク環境が必要です。
8	別記仕様書	7 保守 7-1 保守管理体制の確保 7-2 保守等の対象範囲 (1)		保守受付時の問い合わせフローについてご教示ください。利用者から直接受託事業者へ問い合わせが入る想定でしょうか。それとも県ご担当者または運用事業者を経由した受付を想定されていますでしょうか。	県担当者または県の委託を受けた運用事業者が問い合わせを行います。
9	別記仕様書	7 保守 7-1 保守管理体制の確保 7-2 保守等の対象範囲 (1)		保守窓口について、専用の一次受付窓口(ヘルプデスク機能)の設置は必須要件でしょうか。	別記仕様書「7 保守」に記載のと通りの保守管理体制が確保されていれば問題ありません。
10	契約書(案)	(機器等の保守) 第8条 第3項		「原則翌営業日以内」とありますが、保守完了とは故障機の修理完了を指すのか、代替機への交換等により利用可能な状態に復旧することを指すのかご教示ください。	故障機の修理完了をもって保守完了となります。(代替機と交換することで保守を完了とする場合を含む) 故障機の修理に伴い、一時的に代替機と交換している状態では保守完了とはなりません。
11	契約書(案)	(機器等の保守) 第8条 第3項		佐渡地域および粟島地域については、翌営業日以内での対応が必要との認識でよろしいでしょうか。交通機関等の影響により対応が困難な場合の取り扱いをご教示ください。	お見込みのとおり、原則翌営業日以内での対応が必要です。 なお、粟島地域(粟島浦村)での現地対応は想定していません。 交通機関等の影響により対応が困難な場合は、別記仕様書「7-2保守等の対象範囲(3)イ」に記載のとおり、県の了承を得てください。
12	別記仕様書	7 保守 7-2 保守等の対象範囲 (3) 保守等の内容		障害発生時のデータ移行について、故障端末から代替機へのデータ移行作業は受託事業者の作業範囲との認識でよろしいでしょうか。また、対象データの範囲をご教示ください。	お見込みのとおりです。 対象データの範囲は、Cドライブの「ユーザー」フォルダ内あるいはFドライブの「Users」フォルダ内になりますが、必要に応じて故障PCの使用者にバックアップ対象のデータを確認し、バックアップをとることとします。
13	別記仕様書	7 保守 7-2 保守等の対象範囲 (3) 保守等の内容		ローカル保存データの想定容量およびバックアップ取得方法についてご教示ください。	機器を設置場所から移転する際のバックアップ取得や復元、復元後のデータ消去等については、別記仕様書「7-2保守等の対象範囲」のとおりです。 それ以外の具体的なバックアップ方法については問いません。 データの想定容量については、ユーザーが保存するデータの種類(文書、画像、PDF等)や使用状況により大きく変動するため、一律の想定容量は設定しておりません。
14	別記仕様書	7 保守 7-2 保守等の対象範囲 (3) 保守等の内容		故障対応時にSSD を故障機から取り外し代替機へ移設する運用は認められますでしょうか。	問題ありません。

15	別記仕様書	7 保守 7-1 保守管理体制の確保	保守業務の一部または全部について協力会社への再委託は可能でしょうか。可能な場合、事前申請等の手続きが必要となりますでしょうか。	受注者が作業を委託することについては制限していません。ただし、保守等を行う事業者については、保守等管理体制一覧表で提示することとしています。
16	別記仕様書	9 回収等	賃貸借期間終了後の機器回収およびデータ消去作業について、リース事業者による実施でも要件を満たす認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	別記仕様書	9 回収等	SSDデータ消去証明書の提出単位(端末単位・拠点単位等)をご教示ください。全台一括でもよろしいでしょうか。	全台一括の提出で構いません。
18	別記仕様書	5 仕様事項 5-3 その他	キitting作業用として県庁内に提供いただける作業スペースの面積、利用可能期間および利用条件をご教示ください。	作業スペースの面積: 53.76㎡程度(6.4m×8.4m) 利用可能期間および利用条件: 令和8年9月1日から令和8年12月28日(平日の午前8時30から午後5時15分)まで
19	別記仕様書	6 モバイルPC 6-2 本体装置 (1)CPU	CPU はインテル社製Corei5 プロセッサもしくはCore Urtra 5 プロセッサと同等以上のプロセッサを搭載していること」とありますが、性能が同等以上であれば他メーカー製プロセッサ搭載でもよろしいでしょうか。	CPUはインテル社製としてください。
20	別記仕様書	6 モバイルPC 6-2 本体装置 (1)CPU	インテル社製Corei5プロセッサもしくはCore Ultra5プロセッサと同等以上の性能をもったCPUとして、AMD Ryzen AI5 PRO435でのご提案も可能でしょうか。	インテル社製ではないため、不可となります。
21	契約書(案)	(契約の履行期限) 第6条	世界情勢等の影響により、どのハードウェア機器メーカーも納期が想定以上に長期化する状況に陥り、履行期限までに設置が難しい状況が発生した場合、やむを得ない事情として、乙(賃貸人)には賠償等の責任やペナルティは生じることなく、変更契約等の協議に応じて頂ける認識でよろしいでしょうか。	入札にあたっては、納期や世界情勢等を総合的に勘案し、納入が可能であることを判断したうえでご参加いただいている前提ですので、仕様書上の日程に従って納入をしていただく必要があります。
22	別記仕様書	5 仕様事項 6 モバイルPC 6-2 本体装置 (10) セキュリティ機能	「ア モバイルPCの暗号化に必要なTPM2.0に対応したモジュールを搭載していること。なお、TPMはディスクリットTPMとし、かつ物理的なTPMバス攻撃に対応済みであること。」とありますが、ディスクリットTPMとはCPUやチップセットに内蔵されたTPMではなく、マザーボード上に独立した専用セキュリティチップとして実装されたTPMを指すとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、CPUやチップセットに内蔵されたTPMがディスクリットTPMと同等以上(例:Microsoft Pluton)のセキュリティが担保されている機器も可となります。
23	別記仕様書	5 仕様事項 6 モバイルPC 6-2 本体装置 (10) セキュリティ機能	「ア モバイルPCの暗号化に必要なTPM2.0に対応したモジュールを搭載していること。なお、TPMはディスクリットTPMとし、かつ物理的なTPMバス攻撃に対応済みであること。」とありますが、TPMバス攻撃への対応というのは具体的にはMicrosoft Pultonのような「CPUとTPMをつなぐ外部バス(通信経路)の盗聴・改ざんリスク」を排除するためのアーキテクチャを指すとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 TPMバス攻撃への対応例として、「TPMスタートPIN」、「Microsoft Pluton」等を想定しています。
24	別記仕様書	5 仕様事項 6 モバイルPC 6-2 本体装置 (10) セキュリティ機能	「ウ BIOSの改ざんに対する保護、検知、自己復旧の機能を搭載していること。」とありますが、これは管理者機能などを介さずPCスタンドアロンで稼働する機能との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	別記仕様書	5 仕様事項 6 モバイルPC 6-2 本体装置 (10) セキュリティ機能	「オ サプライチェーンセキュリティリスク対応として、納入前の不正開封を検知可能な裏蓋開閉検知機能などを搭載すること。または、これと同等の物理的または論理的な改ざん対策を有すること。」とありますが、裏蓋検知機能及びこれの同等機能とは、例えばOS再インストールやSSD交換などを行った後も検知できるOSに依存しないハードウェアレベルで実装された機能が必要との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	別記仕様書	5 仕様事項 6 モバイルPC 6-2 本体装置 (10) セキュリティ機能	「ア モバイルPCの暗号化に必要なTPM2.0に対応したモジュールを搭載していること。なお、TPMはディスクリットTPMとし、かつ物理的なTPMバス攻撃に対応済みであること。」とありますが、TPMバス攻撃への対応についてPC起動時のTPMスタートPINを設定するなどの手法もあるかと思いますが、こちらは起動時の手間の増加やPIN忘れによる業務停止などの利便性低下、回復キーの管理や問い合わせ対応増加等の運用負荷増大を招くため、現実的な運用には適さないと思われます。 こういった利便性低下、運用負荷増大があるような対応は不可、ユーザーによるTPM PIN入力なしで利用可能な機能でのみ提案可能となる理解でよろしいでしょうか。	TPMバス攻撃への対応については、県と協議の上、決定します。

27	契約書(案)	第10条	「機器等に関し、製造工程上の不正なハードウェアの改変、バックドア等の不正なプログラムの埋め込みその他のセキュリティインシデントを懸念し、又は認識した場合には、乙に対して必要な情報の提供、調査の実施を求めることができる」と規定されています。 本条において例示されている「製造工程上の不正なハードウェアの改変」及び「バックドア等の不正プログラムの埋め込み」の趣旨は、機器の機能・性能に関するリスクのみならず、製造工程、部品調達、開発体制及び供給体制を含むサプライチェーン上のセキュリティリスクへの対応を重視する点にあるとの理解でよろしいでしょうか。 (参考:総務省「地方公共団体におけるサイバーセキュリティに関する支援策及び実効性確保の検討に係るワーキンググループ報告書」では、地方公共団体におけるサプライチェーン・リスク対策の重要性が指摘されている。) https://www.soumu.go.jp/main_content/001069311.pdf	お見込みのとおりです。
28	入札説明書	5 本件入札に係る参加資格の確認 (1)エ提出書類及びその部数 (ウ)	セキュリティ機能に関する機能要件の証明にはどのようなテクノロジーで実現しているかも含め、一般に公開されているカタログやWebサイトでの情報を元にした説明が機能証明には必要と考えておりますが、そのような理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
29	契約書(案)		本件の賃貸借契約は「長期継続契約」と「債務負担行為」のどちらでしょうか。	「長期継続契約」です。
30	契約書(案)		落札後締結する賃貸借契約書について、貴市指定書式を使用する場合、落札後、賃貸借契約書の条項内容について、条項変更等の協議は可能でしょうか。 また、契約書はリース会社、販売会社、新潟県と3者間契約にすることは可能でしょうか。	契約書(案)の記載については、契約における条件としており、条項の変更は行いません。この条件での契約ができるかにより、入札の参加をご判断ください。 また、リース会社、販売会社、新潟県と3者間契約はできません。
31	入札説明書	入札保証金について	財務規則第43条第1号に該当する場合は免除するとの記載がありますが、その点について以下の質問がございます。 ①『地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により別に知事が定める資格を有する者で、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。』と記載がありますが、これはどのようにして証明すればよろしいでしょうか。 ②『民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第4項に規定する選定事業に係る入札に参加しようとする者が、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。』と記載がありますが、これはどのようにして証明すればよろしいでしょうか。 上記を満たした場合、契約保証金全部の納付免除を受けられるとの認識でよろしいでしょうか。	①本件は施行令第167条の5及び第167条の11の対象ではないため該当しません。 ②本件は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の対象ではないため該当しません。
32	入札説明書	契約保証金について	財務規則第44条第1号に該当する場合は免除するとの記載がありますが、その点について以下の質問がございます。 『施行令第167条の5第1項の規定により別に知事が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に県、国又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。』について、過去2年間の内に、賃貸借契約を締結しているもの(賃貸借期間満了はしていない)が対象との認識で問題無いでしょうか。もしくは、過去2年間の内に、仕様書等に記載された賃貸借契約期間を満了している必要があるという意味でしょうか。 また、その場合契約書のコピー等を提出すればよろしいでしょうか。	本件は施行令第167条の5の対象ではないため該当しません。
33	別記仕様書	設置作業について	リース物件の搬入・搬出義務は販売会社にあるのでしょうか。 リース会社にある場合、その業務を販売会社に委託することは可能でしょうか。また、委託に際し、委託することを承認する書面の開示をお願いします。	仕様書に記載のとおり設置作業は受注者が行います。 受注者が作業を委託することについては制限していません。委託する場合に県側への申告は不要です。 ただし、保守等を行う事業者については、保守等管理体制一覧表で提示することとしています。
34	別記仕様書	再委託について	再委託について、対象物件の納入設置、返却、交換作業、保守、維持管理等について、納入業者又は製造メーカーに再委託することは問題ないとの認識でよろしいでしょうか。 また、上記再委託内容に関して、再委託することを承認する書面を弊社へご提出頂くことは可能でしょうか。	受注者が作業を委託することについては制限していません。 委託する場合に県側への申告は不要ですので、再委託することを承認する書面の提出はできません。 ただし、保守等を行う事業者については、保守等管理体制一覧表で提示することとしています。
35	別記仕様書	9 回収等	弊社は運送業の許認可を有していないため、リース物件の引取業務を他社に委託することは可能でしょうか。また、委託に際し、委託することを承認する書面を弊社へご提出頂くことは可能でしょうか。契約終了後の物件返却につきましては、貴市にて機器類の取り外しと1箇所への集約をして頂くことは可能でしょうか。また、機器の設置階、エレベーター使用可否について、ご教示下さい。	受注者が作業を委託することについては制限していません。 委託する場合に県側への申告は不要ですので、再委託することを承認する書面の提出はできません。 ただし、保守等を行う事業者については、保守等管理体制一覧表で提示することとしています。 仕様書に記載のとおり受注者の負担において撤去・回収するとともに、機器の設置階、エレベーターの使用可否を含む設置作業の詳細については別途協議とします。

36	別記仕様書	7 保守	保守に関し、機器に付帯するメーカーパック保守（機器購入時に付帯するサポートパック等）の履行については、受注者側の責任は無いとの認識でよろしいでしょうか。	受注者は仕様書「7 保守」の履行について責任はあります。
37	別記仕様書	製品保証期間外の契約不適責任について	製品保証期間外における契約不適責任について、「リース会社は責任を負わない」との認識でよろしいでしょうか。	製品保証期間外も含め、受注者は契約不適責任について責任を負います。
38	別記仕様書	9 回収等	データ消去について、リース料にデータ消去費用（データ消去作業報告書等の書面発行費用含む）を含む場合、以下ご回答をお願い致します。 ① データ消去実施場所は、撤去後リース会社の指定場所の実施で構わないでしょうか。 ② 消去方式は、リース会社指定の方式で宜しいでしょうか。 ③ データ消去対象物件はPCに搭載のHDD（SSD）のみでよろしいでしょうか。また、データ消去の対象となるHDD等対象記憶媒体の本数をご回答頂けますでしょうか。 ④ 設置場所ごとの取外し・集約作業は、貴市にて行っていたのでしょうか。それとも各設置場所からそれぞれ取りに伺うのでしょうか。 ⑤ データ消去実施後の提出書類は、データ消去作業報告書でよろしいでしょうか。 ⑥ データ消去作業報告書の提出期限について、努力義務との認識で問題ないでしょうか。 ⑦ ソフトウェア消去にて対応が出来ない場合、物理破壊を実施致しますが、消去報告書に破壊後の記憶媒体の写真是必要ありますでしょうか。 ⑧ BIOS/UEFI（HDD）パスワードが設定されている場合、契約満了、返却時にパスワードを解除または開示して頂けるとの認識で問題無いでしょうか。 ⑨ データ消去業務の委託は可能でしょうか。 ⑩ 委託が可能な場合、委託することを承認する書面を弊社へご提出頂くことは可能でしょうか。 ⑪ データ消去を委託した場合、データ消去作業報告書の発行元は委託した先でよろしいでしょうか。	①消去実施作業は、仕様書に記載のとおりです。 ②消去方法は、仕様書に記載のとおりです。 ③お見込みのとおりです。本数は仕様書に記載のとおりです。 ④仕様書に記載のとおり受注者の負担において撤去・回収します。 ⑤仕様書に記載のとおり消去方法、消去日等を示した証明書の提出が必要です。 ⑥証明書の提出期限は、作業終了後速やかに提出するものとし、詳細は受注後の協議とします。 ⑦破壊後の記憶媒体の写真は必要です。 ⑧お見込みのとおりです。 ⑨受注者が作業を委託することについては制限していません。 ⑩委託する場合に県側への申告は不要ですので、再委託することを承認する書面の提出はできません。 ただし、保守等を行う事業者については、保守等管理体制一覧表で提示することとしています。 ⑪データ消去証明書の発行者は、実際にデータ消去作業を実施した委託業者で問題ありません。ただし、受注者からデータ消去作業が完了した旨の報告書をご提出いただき、その添付資料として委託業者発行のデータ消去証明書を添付してください。
39	契約書（案）	（損害保険）第25条	動産総合保険の付保はハードウェアのみでよろしいでしょうか。 また付保する動産総合保険は地震や戦争、噴火等は対象外となる、経過期間に応じて保険金額が減額する一般的なものでよろしいでしょうか。	ハードウェアであるかソフトウェアであるかを問わず、受注者は動産総合保険を締結することができます。 また、動産総合保険を契約する場合について、補償内容は受注者においてご判断いただいて構いません。
40		契約不適合について	リース会社が機器購入先から物品を購入できない等の契約不適合責任及び物品引渡し後の危険負担責任はリース会社にはない、との認識でよろしいでしょうか。	受注者の契約不適合責任及び物品引渡し後の危険負担責任はあります。
41	別記仕様書	4 期間及び期限（3）	納期について、物流遅延等の不測自体が発生し納期遅延が発生する可能性があります。その他、台風等自然災害の影響もしくは、部品の入荷等の状況により納期遅延が生じた場合、弊社への指名停止等の処分、賠償請求や違約金請求等無く、納期延長等を協議できますでしょうか。	入札にあたっては、納期や世界情勢等を総合的に勘案し、納入が可能であることを判断したうえでご参加いただいている前提ですので、仕様書上の日程に従って納入をしていただく必要があります。
42	契約書（案）	第15条（1）	万一の想定となりますが、予算の削減・減額により契約が変更または解除となった場合において、当該時点にて残期間の残賃借料が存在する場合、貴市にその金額をご負担して頂けますでしょうか。 また、予算削減等の影響により、過去に賃貸借契約を解約または変更等を実施されたケースはございますでしょうか。	契約書（案）第15条第2項のとおり対応します。 また、過去5年間のICT推進課の契約において、予算削減等により、賃貸借契約を解除した例はありません。
43	入札書	入札書記載金額について	入札書に記載する入札金額は税抜の賃貸借料総額でよろしいでしょうか。	消費税及び地方消費税を控除した賃貸借料総額です。
44	契約書（案）	（賃貸借料の請求及び支払）第13条	賃貸借料のお支払いについて、当月分翌月末払いとの認識で問題ないでしょうか。	賃貸借料の支払いは、当月分について翌月に適正な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払います。 例えば、令和9年1月分の賃貸借料について、令和9年2月5日に適正な請求書を受理した場合は、令和9年3月7日までに支払います。
45	別記仕様書	5 仕様事項 5-3 その他	各種設定にあたり、新潟県の委託を受けた者や現行機器の導入業者がいる場合は、それらの者と協議することは可能でしょうか。 可能な場合、協議に要する費用は賃貸者の負担である認識でよろしいでしょうか。	関係者との協議については、必要性を確認の上、判断します。 協議に要する費用についてはお見込みのとおりです。
46	別記仕様書	7 保守 7-1 保守管理体制の確保	障害等の対応にあたり、新潟県の委託を受けた者や現行機器の導入業者がいる場合は、それらの者と協議することは可能でしょうか。 可能な場合、協議に要する費用は賃貸者の負担である認識でよろしいでしょうか。	関係者との協議については、必要性を確認の上、判断します。 協議に要する費用についてはお見込みのとおりです。

47	別記仕様書	7ー2 保守等の対象範囲 (3) 保守等の内容 イ	代替機と交換することで保守を完了とするにあたり、新潟県の委託を受けた者や現行機器の導入業者がいる場合は、それらの者と協議することは可能でしょうか。可能な場合、協議に要する費用は賃貸者の負担である認識でよろしいでしょうか。	関係者との協議については、必要性を確認の上、判断します。協議に要する費用についてはお見込みのとおりです。
48	別記仕様書	7ー2 保守等の対象範囲 (3) 保守等の内容 エ	モバイルPCの設定用マスタを最新のバージョンに更新するにあたり、新潟県の委託を受けた者や現行機器の導入業者がいる場合は、それらの者と協議することは可能でしょうか。可能な場合、協議に要する費用は賃貸者の負担である認識でよろしいでしょうか。	関係者との協議については、必要性を確認の上、判断します。協議に要する費用についてはお見込みのとおりです。
49	別記仕様書	7ー2 保守等の対象範囲 (3) 保守等の内容 ウ(ア)	保守対応でPurge消去が不可能な場合は物理的に破壊する記載があるが、これは例えばBIOS起動不能等でPurge消去ができない場合の保守運用を見据えた要件で相違ないか。また物理破壊時の作業費及び物理破壊により当該機器が使用不能となった場合の代替機の補填(例: 新たな予備機の確保等)も受注者負担との理解でよいか。	お見込みのとおりです。
50	別記仕様書	7ー2 保守等の対象範囲 (3) 保守等の内容 エ	保守用マスタは受注者が管理し、県からの指示に応じて「随時」最新バージョンに更新する義務があるとの理解でよいか。この「随時」とは、OSの更新プログラムだけでなく、県が新規導入するシステム・アプリケーションの追加、既存アプリケーションのバージョンアップ、各種ポリシー設定の変更、プリンタドライバの追加・更新等、県の運用上必要となるあらゆる変更を含むとの理解でよいか。また、これらのマスタ更新作業およびそれに伴う検証作業の費用は、5年間を通じてすべて受注者負担との理解でよいか。	お見込みのとおりです。
51	別記仕様書	9 回収等	賃貸借終了時の賃貸者の負担における撤去・回収について、SSD物理破壊または消去作業を原則現地で行う事とするとあるが、これは県内外離島含む別紙端末設置場所一覧への訪問作業が必要との理解でよいか。	お見込みのとおりです。